

議案第31号

久喜市医療体制等推進協議会条例の一部を改正する条例

久喜市医療体制等推進協議会条例(平成22年久喜市条例第246号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市地域医療推進協議会条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 本市における地域医療の充実を図ることを目的に、地域完結型医療の確立に向け、市、市民、医療機関等が一体となり地域医療を推進していくため、久喜市地域医療推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第2条第1号中「医療機関のネットワークの構築」を「市、市民、医療機関等が一体となった地域医療の推進」に改める。

第3条中「16人」を「13人」に改める。

第4条第3号中「関係医療機関」を「一般社団法人久喜市医師会」に改め、同条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 久喜市歯科医師会の歯科医師

(5) 久喜白岡薬剤師会の薬剤師

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

本市における地域医療の充実を図ることを目的に、地域完結型医療の確立に向け、市、市民、医療機関等が一体となり地域医療を推進していくため、この案を提出するものであります。